



水道のいま、これから

～わたしたちの水道の「いま」を知り、水道の未来を考える～



1974年生まれ 大阪市出身

1992年に大阪市水道局に就職、浄水場にて水づくり

大阪市水道労働組合、NPO水政策研究所事務局長など
労働運動と市民活動をライフワークに

2006年全水道近畿東海地方本部書記長（休職専従）

その間、時間があるたびに海外の水道事業を訪問・勉強

2016年全日本水道労働組合書記次長（政策・政治）

大阪市水道局を退職し全日本水道労働組合の専従ほか、
一般社団法人全水道会館水情報センター事務局長、きれいな水といのちを守る全国連絡会事務局長、超党派水制度改革議員連盟参与、水循環基本法フォローアップ委員会幹事長代行（基本計画部会長）、株式会社アクアサポーターズCEOなど

「水は究極の自治」として、市民の水リテラシー向上をめざす

思考軸は「水は地域のもの」「健全な水循環で地域の好循環」「蛇口の向こうをみんなで知ろう」など



自己紹介

辻谷 貴文 つじたに たかふみ
全日本水道労働組合 書記次長
(政策・政治担当)

水道のいま、これから

今日のお話の流れ（コンテンツ）

- ① そもそもの水道の話
- ② いまの水道をとりまく環境
- ③ 公営の話
- ④ 2018年、法改正～コンセッション～広域化～
- ⑤ 未来の水道の話（まとめ）



①そもそもの水道の話

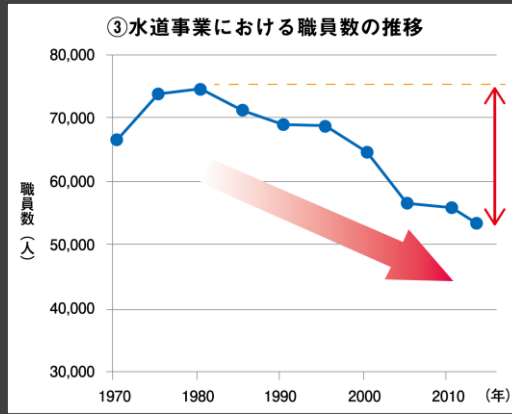
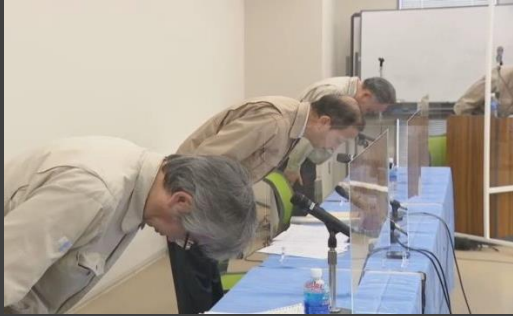
水道の歴史について

- 江戸上水の起源は1580年小石川上水（石管・木管）
- 近代以降の水道は1887年外国人技術者の力を借りて開設された横浜市の水道。（外気に触れない導水管、ろ過・消毒、水圧による地域供給ネットワーク）
- コレラ予防など衛生観点からの水道整備（1868年以降コレラ死亡者27万人）
- * 1872年文部省に衛生行政部署が置かれ1878年「飲料水注意法」が公布。水と健康・水と衛生の社会的認識が促された。
- 水道についての法整備は「公益優先主義」という流れ
- 1890年「水道条例」が制定。水道は公営での敷設が促された
- * 1880年代前後、イギリス国内でも水道を筆頭に私企業の地方公有化や地方公営企業の創設議論がさかに行われた
- 戦後の水道、、、敗戦直後1946年の水道普及率は全国で26%
- 水道行政 3 分割、水道法の制定へ。（水道は厚生省、下水道は建設省、工業用水は通商産業省）所管を巡る対立。1957年に水道法が制定
- 水道法第一条、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」
- 言うまでもなく水道事業の目的は利益獲得をめざすことではないと明確に示された
- 水道法、、、「社会的規制」と「経済的規制」の2本柱
- 「社会的規制」水道の安全・衛生、働く者と住民の健康を確保を目的とした衛生管理と水質基準
- 「経済的規制」事業認可や料金の規制、給水契約における自由契約の規制など

①そもそもの水道の話（2）

水道の歴史について

- 水道の目的や規制は日本国憲法にもとづく25条「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、2「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」。憲法に規定された生存権。社会権として具体化したもののひとつが水道法といえる
- 水道法の制定に先立ち、地方公営企業法の制定。地方公営企業の目的は「地方自治の発達に資する」（第1条）「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」（第3条）
- ようは「地方公共団体が自治のもとに経営するから公営企業がある」ではなく「地方公営企業を経営するから地方公共団体の自治が発達する」という趣旨
- 資金調達に地方債、永久債の発行も視野に入れた住民の共同所有としての地方公営の確立を意図。（23条）
- 住民から資金調達を行い永久債として支えるという趣旨
- 水道法の変遷、、、1977年、2001年、2018年に改正
- 1977年改正、都市化の拡大、水質汚染など問題の表面化に対応。市町村公営原則の再確認と水道広域化促進を求めた。（水源確保のための用水供給などダムの水源地開発の進展）
- 2001年改正、小規模自治体の人材不足に対応して、水道施設管理に関する業務など「第三者委託」制度を導入。いわゆる近隣市町村の連携はじめ「公公連携」をめざした。（実際は公公連携は進まず「第三者委託」による浄水場の運転管理の委託など民間委託が拡大）
- 2018年改正は戦後3回目の大改正。前2回は全会一致で改正したが対立法案となり一方的な審議打ち切りによって改正された（コンセッションが争点）



②いまの水道をとりまく環境

持続可能な水道事業はこのままでは不可能



②いまの水道をとりまく環境（1）

持続可能な水道事業はこのままでは不可能

- 人員の現状（窮する水道現場）
- 人員の質（熟練・経験の蓄積）と量（人数）の不足
- 退職不補充、人員削減、不適正な人員配置・配属、頻繁な人事異動
- しかし、人員対策（増）は進まない
- 地方行財政改革や「官から民」
- 地方債の市場調達依存率引き上げ
- ↑水道法第5条「基本的な方針」大臣告示で、政府もこの課題は認識
- 人材確保には自治体（市民）の覚悟と働く労働者の賃金水準・労働条件の確保が重要
- 見送られてきた水道料金値上げ（水道会計ひっ迫）人口減少などによる有収水量が減少する中でも延々見送られ続け・・・
- 地方議会の「官製市場批判」への同調、「蛇口の向こう」への無関心
- 小規模事業者では料金が給水原価に追いつかない（原価割れ）
- 厚労省は3～5年ごとに料金の検証と見直しを求めている
- コロナ対策と称した減免措置も将来の水道事業の持続可能性に大きな影を落としている
- 「適正な原価」「健全な経営を確保」を無視しているのではないか（ポピュリズムの台頭？）
- 「官民連携で解決」は信仰か？
- 業務委託が「人件費」を「物件費」に変えただけにとどまっていることが多い
- 「直営メリット」が浮き彫りになる反面、委託現場ではひとりあたりの人件費の削減へと転じている。多くの民間職場で労働条件の切り下げ、離職率の高さが指摘されている。
- 業務委託・・・公営事業者（自治体）で専門職を持てなくなり多くの官制ワーキング・プアを作り出した
- 人員削減にも限界あり。委託先が確保できない、自治体（直営）で実施したほうが効率的（安価）
- 「直営がお得」という当たり前が水道では当たり前ではない不思議

②いまの水道をとりまく環境（2）

持続可能な水道事業はこのままでは不可能

- 連合、厚労省賃金センサスの分析・・・
- 1997～2020年までの賃金上昇率では「水道事業関係」が最も低い
- 業務委託が「仕事の質」ではなく「コスト削減」を目的として行われている現状は明らかで、民間企業を「いいように使っている」という状況
- コスト削減分は人件費や雇用にしわ寄せされ、低賃金労働者を市民自らが生み出しているともいえる
- 現場の雇用・労働条件の改善をおざなりにして「官民連携の活用」による人材確保や技術継承を掲げても、現場で働く者がより低賃金に置き換えられている現状では「技術の維持及び継承並びに危機管理体制の確保」は困難
- 民間水道労働者の賃金水準が低く抑制されているかぎり、「官民連携」さえすれば人材を確保し現場の技術水準の継承や改善が可能であるかのような主張は、「労働市場」の現実を無視した「信仰」といえる



②いまの水道をとりまく環境(3)

「水道」マンドラート（キーワードの連想で問題意識を深化）

公務員 バッシング	人件費⇒物件費の 委託構造	職員の高齢化・ 退職不補充	高度成長期の 急激な普及	財政難 (不足)	職員不足による 点検不備	人口減少	水余り	節水意識 節水機能
水教育不足	人材不足・技術 継承(難)	応募者不足(魅力な い・知らない)	国基準との乖離	施設・設備の 老朽化	メディア等の 警鐘(煽り)	装置産業(かさむ 運営経費)	給水収入の減少	アンタッチャブル な料金問題
水道への配属 (採用形態)	市民の理解不足	きつい・汚い	柔軟な運用 (難)	市民の理解不足	高額な資機材	独立採算制	市民の理解不足	予算編成 格下の水道
頻発する事故	不明管路 ハザードマップ	レジリエンス 強靱化	人材不足・技術 継承(難)	施設・設備の 老朽化	給水収入の減少	公営は非効率と いう喧伝	手放したい首長	官民連携と 民営化の区別
災害対応の 人材確保	災害対策	住民の生命を 守る	災害対策	水道	民営化	管理・運営でき ない行政	民営化	短期目線
近隣市町との 連携	水源林・流域の 防災・減災	施設・設備の 更新	住民自治	持続可能性	国・行政施策	定義づけでとど まる市民意識	外資と連携する 日本企業	台頭する外資 企業
憲法25条 (生存権)	水のない地域に 人はいない	水は究極の自治	職員採用	施設・設備の 更新	料金値上げ	国土強靱化	バラバラの 水ガバナンス	料金値下げしか 興味のない議員
貧困対策 福祉減免	住民自治	水利権・水融通	技術革新	持続可能性	市民の 水リテラシー	議員の低い 水リテラシー	国・行政施策	道半ばの水循環
コロナ対策	市民の水リテラ シー向上	地域の未来共有	水教育	未来志向	議員・首長の 水リテラシー	進まない 技術革新	市民へ理解を求 める姿勢	画一的な施策

料金の上昇

行政・市民が
監視できない

企業秘密
と
情報公開

③民営ではない公営の話

収益が100%
再投資されない

持続可能性

倒産・撤退

民営化反対、でも公営とは？

いまの民営ではない水道を考える

災害時対応
自治体間連携

自治体政策との整
合性は？（調和）

「公営」を深掘りすることによって「民営化」を考える

いまの水道はどうして「公営」なのか？地方公営企業法による「地方自治の発達に資する」との関係性

- 水道法、憲法25条「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」を実現する法律体系の一環
- 水道法第1条「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的」として、第2条「国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないもの」であり、第6条「原則として市町村が経営」とされた
- そのうえで、第14条「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なもの」でなければならない
- ようは「公営水道」では水道水は市場原理によって住民に供給されないものであり、水道料金は市場料金ではない
- 「水道の原価としての水道料金」（総括原価方式）として算定されるものであり、水質・処理・施設・管路などの条件により地域ごとのコスト差、料金格差となる
- 「公営」は市場原理で運営されない「公営」は持続のために「常に経済性を発揮」する。収受した水道料金に余剰があった場合の利益は「公的必要余剰」であり、施設更新はじめ「再投資」され還元される。公営事業は利潤として儲ける必要がない
- 地方公営企業法第1条、「地方自治の発達に資する」とあり、第3条「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」地方自治を実質化していくための公営
- 地方公営企業法制定時の議論・・・水道事業を衛生行政的な意味だけで公営とすべきことが主張されたのではなく地方自治を実質化していくための手段として「自治体が経営すべき」と公式に議論されている
- 「地方公共団体が住民多数の生活に触れた公益事業を自らの事業としてとりあげることにより、住民は地方公共団体の活動に深い関心をいただくようになり～」(1952年)

公営を取り戻す (Reclaiming Public Water)

「公営」の未来志向 「みんなの水道」を元に戻す、取り戻す

- 地方公営企業法第23条、市民からの資金調達を想定した「償還期限を定めない企業債」の発行が認められている
- 「住民が希望するなら金を出し合って、それを地方公共団体の事業として経営することができるようにすることによって、住民による地方自治運営という性格を強めていきたいという期待も持っている」（1952年/第13回国会答弁）
- 地方自治体運営の「公営」であればそれでよいのか？
- コンセッションは「水道をビジネスチャンスに」と推進した国策であり、「みやぎ方式」は宮城県知事部局と議会で決定されている。「公」が積極的にコンセッション企業と投資機関の利害を保障する問題ではないか
- 市民が共同の意思で事業を管理・統制しなければ、「公営」は脆くも民間企業と投資機関も利害を保障する事態になり得るという警鐘
- 量・質・水環境、事業の現状、水関連労働者の環境、「蛇口の向こう」に関心ははらわれているか？という問題
- 憲法と自治の理念のもと水道を「みんなの水道」として「再公営」する重要性。「みんなの水道」は私たちの権利であり「水は人権」を実践することが求められている
- 地方公営企業の理念はいまだ未完。この「未完のプロジェクト」に挑む市民と現場労働者の覚悟が必要
- 公営水道が地方自治体の「公営」であれば、自動的に市民の「自らの事業」「共同事業」ではない。
- 「水道労働組合」は市民社会に根ざす水道の現場で働く者の恒常的組織。水道・下水道を常日頃の問題としてみんなで話し合い考えることを当たり前にする。市民の水リテラシー向上に資する取り組みが「水の自治」を創造する
- 「民営化反対」というスローガンにとどまらない、いまの公営水道を本当の意味での「公営」とするための取り組みが、民営化やコンセッションなどという無理筋を排し、市民・エンドユーザーにとって、さらに未来の子どもたちへ「よりよい水道」を引き継ぐもの



④2018年、法改正 ～コンセッション・広域化～

歪められた法改正、無理筋のコンセッション、本丸は広域化



④2018年 水道法改正

基盤強化、コンセッション、広域化・・・

改正の趣旨	水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の概要
	人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。
改正の概要	
1. 関係者の責務の明確化	<p>①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。</p> <p>②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。</p> <p>③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。</p>
2. 広域連携の推進	<p>①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。</p> <p>②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。</p> <p>③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。</p>
3. 適切な資産管理の推進	<p>①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。</p> <p>②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。</p> <p>③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。</p> <p>④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。</p>
4. 官民連携の推進	<p>地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。</p> <p>※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。</p>
5. 指定給水装置工事事業者制度の改善	<p>資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。</p> <p>※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。</p>
施行期日	
	令和元年10月1日（ただし、3. ②は令和4年9月30日までは、適用しない。）

- 「水道事業の基盤強化」をめざして改正
- 2016年水道法改正を方向づけた政府有識者会議ではほとんど議論されなかったコンセッション。当時の安倍政権、官邸によって恣意的にすすめられたもの
- 政府はコンセッション（運営権の設定）第24条の4～「万能薬」と喧伝。しかし法案の審議を通じて実際はむしろ水道の基盤を脆弱化のおそれ
- 水道法第24条8「水道施設運営権者は当然に給水契約の利益を享受する」とある。私的な利益を位置づけた私的契約の違和感
- 「ダメだったらもとに戻せばいい」（当時/根本厚労大臣答弁）
- コンセッション情勢のその後は・・・



- スケールメリットを狙う？ 上・下・工水の長期一括契約
- 20年で事業費予定削減額は337億円
- 現行では料金値上げ必至、上昇幅を圧縮
- 運営権者はメタウォーター代表10社
- 経営は「みずむすびマネジメントみやぎ」同10社出資
- 運転維持管理は「みずむすびサービスみやぎ」同10社出資
- 村井知事、「日本のモデルになる」と自信
- デジタル化した運営業務のノウハウを私的所有
- 県のモニタリング強化にはいったいいくらかかるのか？

メタウォーター

ヴェオリア・ジェネッツ	オリックス
日立製作所	日水コン
メタウォーターサービス	東急建設
復建技術コンサルタント	産電工業
橋本店	

みやぎ型管理運営方式

20年間の運営権、民間企業に売却
(全国初)

④水道広域化とは ～幅広く多様な「広域連携」のこと～

広域連携の形態	内 容	事 例
事業統合	経営主体も事業も1つに統合された形態 (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている)	香川県広域水道企業団 (県内8市8町の水道事業を統合・2018.4~)
経営の一体化	経営主体は同一だが、水道法上、事業は別形態 (組織、管理が一体化されている。事業認可、料金体系は異なる)	大阪広域水道企業団 (9市町村の水道事業を経営・2017.4~順次拡大中)
管理の一体化	維持管理の共同実施・共同委託 (水質検査や施設管理等) 総務系事務の共同実施、共同委託	神奈川県内5水道事業者 (神奈川県・横浜市・川崎市・神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化・2015.4~) など
施設の共同化	水道施設の共同設置、共用 (取水場、浄水場、水質センターなど) 緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設・2015.4~) など
その他	災害時の相互応援体制の整備、資材の共等	多数

④水道広域化の歴史（1）

（厚労省は戦後水道法制定から一貫して広域化をアプローチ）

狭小事業は「水道の公共性」困難

- 市町村運営の原則を確認しつつ、小さな自治体の財政・技術の脆弱さを懸念
- ①1977年改正、水質・水量の確保を名分とする広域化（ダム開発・用水供給を促進）
- ②2002年改正、技術基盤の確保（野放図な業務委託への予防線。「公公連携」としての第三者委託など）
- ③2018年改正、事業・経営基盤・財政基盤の確保としての広域化（広域連携）
- *「住民自治の確保」としての水道広域化はどのように展望されるのか？という疑問がずっと残る。

併せて見る緊縮財政と「平成の大合併」時代

- 1981、第2次臨調による「地方分権」= 国の財政再建、中央集権強化のシナリオ
- 1987、国鉄「民営化」公営事業の私営化の本格化
- 1993、「地方分権の推進に関する決議」宮沢内閣時全会一致
- 1994、バブル崩壊と経済停滞、経済のグローバル化先進諸国での福祉国家の解体
- 1999、平成の大合併「地方分権法一括法案」地方行政の効率化が前面化
- *果たして地方自治体の「自主性拡大」や「住民自治の充実」「ゆとり豊かさを実感できる社会」は確立されたか？

④水道広域化の歴史（２） （制度面における広域化の歴史）

- 1999、厚労省「水道基本問題検討会」
- 2002、改正水道法、「公公連携」第三者委託の導入
- 2004、水道ビジョン、「新たな広域化」を推進⇒新たな水道広域化を定義
- 2005、「地域水道ビジョンの作成について」厚労省通知
- 2008、水道ビジョン改定⇒発展的広域化
- 2011、東日本大震災、復旧・復興を名分としてPFI法改定でコンセッションを制度化
- 2013、新水道ビジョン改定「給水人口の減少に対応した共同化・統廃合としての広域化と官民連携」
- 2015、水道事業基盤強化方策検討会（広域連携の推進）
- 2016、水道事業の維持・向上に関する専門委員会、「改正水道法に盛り込むべき各論」①関係者責務の明確化②都道府県による広域連携の推進③アセマネ④官民連携の推進⑤指定給水装置工事制度
- 2018、改正水道法公布
- 2019、「水道広域化プランの策定について」（厚労省・総務省通知）2024年までに多様な広域化シミュレーション
- * **各自治体は広域化を検討中？** イマココ

④水道広域化の現状

広域化推進プラン「ほぼ策定」は8団体（厚労省・総務省：広域化推進強調）

- ①「策定済み」は5団体、大阪府・兵庫県・広島県・香川県・佐賀県（2021年11月）
- ②「策定中」は42団体、現状把握を行っているのは内22団体
- ③広域化の「将来見通し」までは18、「シミュレーション」までは3団体、山形県・滋賀県・徳島県
- 以上、推進プラン「策定した」といえるのは①と③の8団体（順次増加中）

この間の全水道の対応

- 99年「水道基本問題検討会」足立委員長参加以降、厚労省・総務省が行う有識者会議にて全水道委員参加
- 2015～「水道事業基盤強化方策検討会」永井・二階堂委員長参加
- 2018国会審議にて二階堂委員長参考人出席
- 全水道広域化対応の視点5項目
- それぞれの地域での密接対応（自治労・自治労連、議会対策など）

全水道の広域化にかかる「視点」

- ◆市民のための広域化か
- ◆持続可能な水道・水源に寄与するか
- ◆民営化のための広域化ではないか
- ◆市民にひらかれた広域化か
- ◆働く者が納得する広域化か

④なぜ広域化が進まないか（背景を読み解く）

事業体自身にとって、また住民にとって、「より良い水道」が実現するとは期待できない
これまでの広域化が少なからず「政策の失敗」と認識されている？

- 77年改正で用水供給が拡大したが自治体財政は良くなったか？ 受水費が高く料金値上げや合理化・人員削減が進み「失望」、いまや人口減少で「水余り」に
- 「公公連携」を建前にした第三者委託は結果として業務委託を拡大させたことに見えるように、「広域化」は地方行革とセットで行われた。公営水道事業の主体性や自立性は高まるどころか市長部局に倍する人員削減・採用減・人事異動が頻発した
- 基盤強化を強調した2018改正は広域化の推進とコンセッションの制度化。幻想の官民連携ツールとしての不信がある
- 料金の抑制（ときに値下げ）だけが打ち出されたポピュリズム議会。水道事業の公共サービスの質は「社会参加としての住民自治」が損なわれてきた
- 一部地域でのダム建設のゴリ押しが「住民自治」にダメージなどなど

④水道広域化はどうあるべきか 「良い広域化」と「悪い広域化」がある。全水道の視点…

- 地方・地域それぞれ独自の展開どうあるべきか
- 地域・流域の水道として個性を生かすべき
- コロナ禍によるピンチもあればチャンスもある
- 地域の「自立した事業」「究極の地方自治」「地域のことは地域で決める」意識
- 水道事業をめぐる「共同の困難」とは
- 流域圏、広域水道圏という思考も排除しない
- 住民自治、住民の福祉の増進、住民の共同事業としての「コモン（住民の共同事業）」としての水道
- 全水道単組「域内最大の職員事業体」多い
- 北海道、青森県、山形県、岩手県、秋田県、宮城県、栃木県、神奈川県、山梨県、新潟県、富山県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、岡山県、鳥取県、高知県、徳島県、愛媛県、大分県、鹿児島県、宮崎県（東京都・香川県）3割強
- 地域で議論は活発化するに備えるべき（間違いなく議論の中心になる）



全水道の広域化にかかる「視点」

- ◆市民のための広域化か
- ◆持続可能な水道・水源に寄与するか
- ◆民営化のための広域化ではないか
- ◆市民にひらかれた広域化か
- ◆働く者が納得する広域化か

⑤未来の水道の話（まとめ）

これから地域の水道はどうなっていくのか



©アクアスフィア

⑤未来の水道の話（まとめ）

泣こうがわめこうが持続不可能な水道はもうそこまできている

- 「究極の自治」である水道。地域で決めることが重要
- 地域の水道の「個性」（流域水環境、水源、給水域等）を活かした「よりよい事業」として選択・自立
- 「地域の困難」を共同で解決する「住民の福祉の増進」
- 住民自治・共同意思決定の活性化で解決すべき
- 「水教育」・「水リテラシーの向上」は重要なキーワード
- 自分たちの水道。過度に民間企業に責任を負わせない
- 蛇口の向こう、自然があり奮闘する人がいる
- 水は人権。だれひとり取り残さない思考
- 古くて新しい技術革新、イノベーションに注目

（※全水道の視点）

- 政府の「水ガバナンス」の変更（省庁再編を視野）



「水ガバナンス」の再構築へ

130年かかると言われている管路更新。
向こう30年、年/5,000億円不足と言われている
（15兆円必要ということ）

ちなみに防衛費はGDPの1%～2%であり、単年度で5兆～10兆円である。「防衛費を3年間凍結せよ」とは言わないが、「予算のぶんどり合戦」という事実において、「財源不足」とはいったい何を意味しているのか。水道所管の省庁トップが「課長」でいいのか？

ようは「予算組み替え」の問題である

いまの国の水ガバナンスを見れば、それぞれがバラバラで調和を生み出すことは難しい。「水」をメインで所管する省庁を創設することで、より実態に即した未来志向の水行政ができるのではないか



ありがとうございます

辻谷 貴文



090-2380-6670



tsujitani@zensuido.or.jp



「全水道」で検索



水の話満載、水リテラシーを高める会社
アクアサポーターズYouTubeチャンネル「じゅんかんずバー」



ZENSUIDO
全日本水道労働組合